

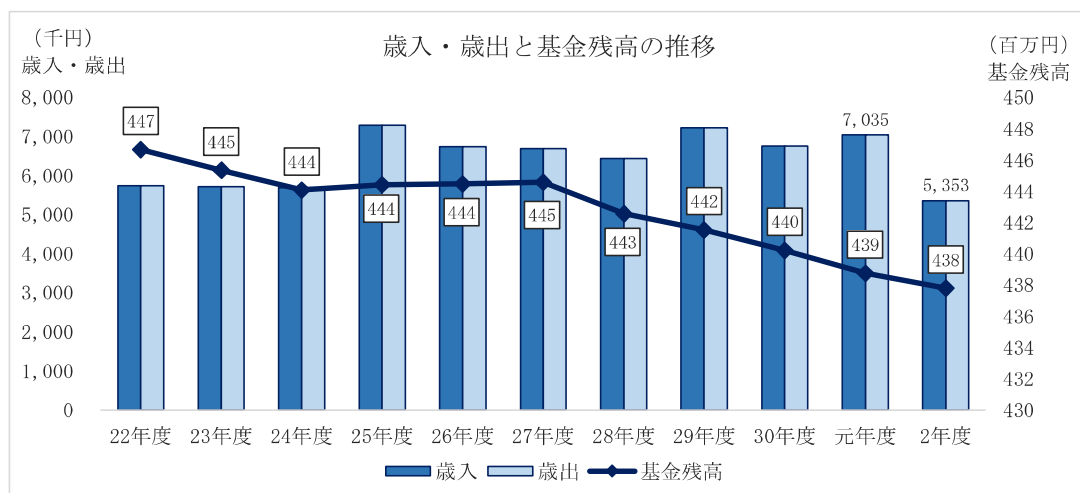
(1-2) 青少年健全育成事業費会計

ア 特別会計設置の経緯

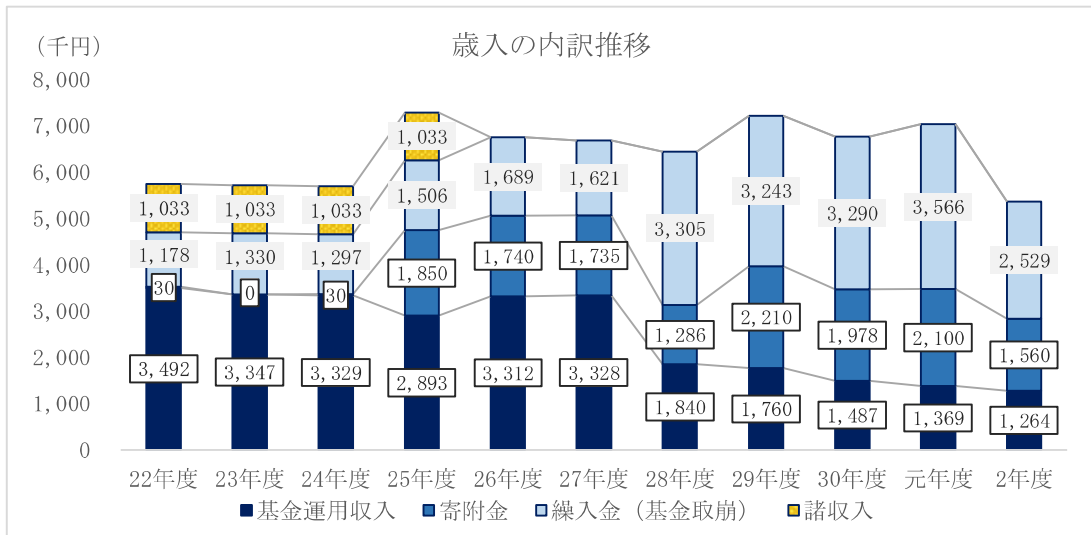
本市は、青少年の非行が問題となる中、青少年団体による地域活動を推奨し、青少年の指導体制を充実する諸施策を積極的かつ安定的に展開するため、昭和57年10月に尼崎市青少年健全育成基金条例を制定し、青少年健全育成基金（以下、「基金」という。）を設置した。その原資については昭和57年度から平成元年度にかけて、競艇場事業の収益事業収入などから合計4億5千万円の積立が行われ、同額が条例規定の基金額となっている。

あわせて、青少年の健全育成に資する事業の円滑な運営と経理の適正を図るため、特別会計「青少年健全育成事業費」を設置した。

イ 歳入・歳出の状況



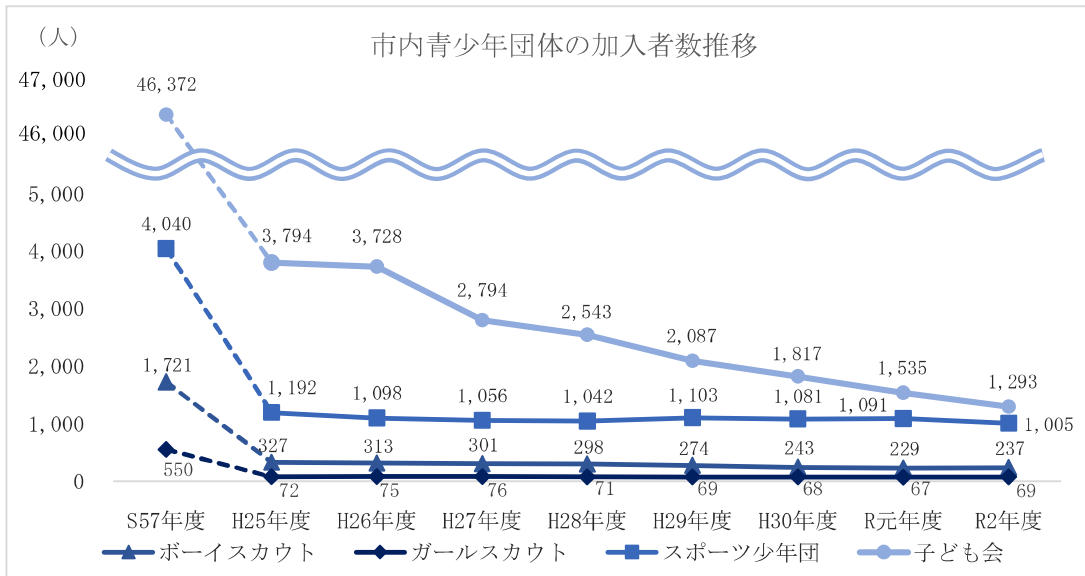
当該特別会計は当初、基金の運用益のみで事業展開を行っていたが、金利の低下により運用収益のみでは事業が維持できなくなったことから、平成18年度以降は、必要に応じて基金原資の取崩しを行っている。このため、基金残高は令和2年度末には4億38百万円まで減少している。



注1：寄附金については、歳入と同額を歳出で基金に積立
 2：諸収入は、兵庫県市町村振興協会による交付金

歳入の内訳推移を見ると、基金運用収入が低下傾向で、基金原資の取崩しによる繰入金が増えている。なお、平成20年度から受け入れているふるさと納税等による寄附金については、同額を歳出で基金に積み立てることから、当年度の収支には影響しない(次年度に活用する)。

ウ 市内青少年団体⁵の加入者数推移



本事業で支援の対象としている市内青少年団体の加入者数は、いずれも減少傾向であり、中でも子ども会の減少(昭和57年度46,372人→令和2年度1,293人)が著しい。

⁵ 日本ボーイスカウト尼崎地区協議会、ガールスカウト尼崎地区連絡協議会、尼崎市スポーツ少年団、尼崎市子ども会連絡協議会の4団体。以下、いずれも文中では略称を用いる。

エ 事業別の歳出内訳

(中事業及び小事業別 歳出決算額内訳)		(単位：千円)	
項目	元年度	2年度	対象団体
青少年団体活動事業費	2,070	2,115	
青少年スポーツ指導者経費	1,383	1,351	スポーツ少年団
指導者災害保険事業費	578	661	スポーツ少年団
指導者災害保険事業費（子ども会）	110	103	子ども会
スポーツ少年団等補助金	1,776	990	
スポーツ少年団補助金	1,033	779	スポーツ少年団
国際大会参加補助金	200	-	スポーツ少年団、ボーイスカウト、ガールスカウト
他都市交歓事業補助金	543	211	
子ども会連絡協議会補助事業	1,089	688	
子ども会連絡協議会補助金	889	688	子ども会
子ども会他都市交歓事業補助金	200	-	
合計	4,935	3,793	

注1:他都市交歓事業補助金は、3団体の合計額
 2:別途、基金への積立あり（元年度=2,100千円、2年度=1,560千円）

基金積立分を除く、事業別の歳出内訳は上記表のとおりで、各団体の活動を支援するための補助金を中心となっている。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、他都市交歓事業補助金が大幅に減少したことから、前年度比1,142千円減の3,793千円となっている。

オ 青少年健全育成事業の課題

青少年健全育成事業については、特別会計設置時に比べ支援の対象となる青少年団体の加入者数が大幅に減少する中で、運用利率の低下による基金取崩しを実施するなど、状況が大きく変化している。

一方で、求められる子ども施策の範囲は年々拡大し、ひきこもりや子どもの貧困など、今日的な課題を有する青少年等への支援のあり方や、一般会計において実施されている青少年健全育成に関する事業との関係など、整理すべき課題が多々あると考える。

本特別会計のあり方については、その設置の経緯・趣旨等も踏まえ、青少年健全育成の輪を広げるために必要な支援はどうあるべきかという観点から、基金の有効活用も含め、施策全体の中で再構築することを強く要請する。